

令和元年台風15号により被災された方へ

社会福祉協議会による貸付制度のご案内

千葉県社会福祉協議会では今回の台風により被災された方（低所得世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は市町村の社会福祉協議会までご相談ください。

緊急小口資金

○貸付対象

今回の台風により被災した世帯で、当座の生活費を必要とする世帯

○貸付限度額

原則として10万円以内（無利子）

○貸付方法（条件）

(1) 据置期間（返済猶予期間）：貸付した日の翌月から2月以内

(2) 償還期限（返済期間）：据置期間経過後1年以内 ※無利子、ただし期限後は延滞利子5.0%

【例】「令和元年9月中に、据置2月、償還1年で10万円借りた場合」

⇒令和元年10月から11月まで据置期間です。償還開始は令和元年12月1日となり、

令和2年11月末まで月額8,330円（最終回のみ8,370円）をご返済いただきます。

○申込み方法・手続きについて

(1) 居住している市町村社会福祉協議会（千葉市の場合は各区の事務所）へお申込みください。

(2) 申請に当たっては窓口にて「借入申込書」「借用书」及び「口座振替依頼書」に記入していただきます。また下記必要書類等を提出していただきます。

※窓口へ来所される際は、可能な範囲で事前に必要書類等をご準備ください。

(3) 市町村社会福祉協議会で申請を受理し、千葉県社会福祉協議会で審査の上貸付を行います。

(4) 貸付が決定になった場合、貸付金をご指定の口座へお振込みいたします。

【申請に必要な書類等】

- 本人確認ができる顔写真付き証明書（運転免許証、住基カード、パスポート、社員証等）
- 住民票の写し（市町村発行の3か月以内のもの、世帯全員分）
- 印鑑登録証明書（市町村発行の3か月以内のもの）実印
- 健康保険証の写し
- 被災証明書又は罹災証明書
- 収入を証明するもの
- 資金の振込先口座を確認できるもの（預金通帳）

災害援護費

○住宅の復旧や家財道具等を購入する経費については、今回の被災により災害救助法の適用を受けた地域は、市町村行政が貸付を行う「災害援護資金」の対象になります。

○災害救助法が適用されない地域は社会福祉協議会の貸付（生活福祉資金・災害援護費：限度額150万円）が対象になります。【特徴→①地域担当の民生委員が相談支援を行う、②無利子（連帯保証人がいない場合は年1.5%）、③所得基準がある、④貸付審査を行う、⑤住宅改修費等との重複貸付が可能等。】 詳細はお住まいの市町村社会福祉協議会までご相談ください。